

令和5年第6回定例会
(2日目)

津別町議会会議録

令和5年第6回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和5年9月4日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和5年9月15日 午前10時00分

閉会日時 令和5年9月15日 午後2時11分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	石川 波江	○
総 務 課 長	松木 幸次	○	生涯学習課長補佐	谷口 正樹	○
防災危機管理室長	中橋 正典	○	農業委員会事務局長	迫田 久	○
住民企画課長	小泉 政敏	○	選挙管理委員会事務局長	松木 幸次	○
住民企画課参事	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾 達也	○
住民企画課長補佐	菅原文 人	○	監査委員事務局長	千葉 誠	○
保健福祉課長	森井 研児	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾 美佐	○			
産業振興課長	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	渡辺 新	○			
建 設 課 長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会 計 管 理 者	宮脇 史行	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	宮田 望	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	千葉 誠	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	3番 小林 教行 4番 村田 政義
2			諸般の報告	
3			一般質問	
4	選挙	1	津別町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	
5	同意	4	津別町教育委員会委員の任命について	
6	〃	5	津別町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
7	諮問	1	人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて	
8	議案	48	津別町まちづくり基本条例策定委員会設置条例の制定について	
9	〃	49	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	
10	〃	50	令和5年度津別町一般会計補正予算（第4号）について	
11	〃	51	令和5年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	
12	〃	52	令和5年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	53	令和5年度津別町一般会計補正予算（第5号）について	
14	認定	1	令和4年度津別町一般会計決算の認定について	
15	〃	2	令和4年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
16	〃	3	令和4年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
17	〃	4	令和4年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	
18	〃	5	令和4年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について	
19	〃	6	令和4年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について	
20	意見書案	5	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について	
21	〃	6	現行の健康保険証の存続を求める意見書について	
22	〃	7	核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書について	
23	〃	8	学校給食の無償化を求める意見書について	

日程	区分	番号	件名	顛末
24	報告	9	令和4年度財政健全化判断比率の報告について	
25	〃	10	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告について	
26	〃	11	北海道つべつまちづくり株式会社の経営状況について	
27	〃	12	例月出納検査の報告について（令和4年度5月分、令和5年度5月分、6月分、7月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

3 番 小 林 教 行 君 4 番 村 田 政 義 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（千葉 誠君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

第 1 回目の報告から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第 2 回報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第3、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告の順に従って順次質問を許します。

1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん）〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件につき、お伺いいたします。

2023年4月、「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁には、子どもに関する取り組みや、政策を社会の真ん中に据え、子どもの視点で子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、誰ひとり取り残さない子どもたちの健やかな成長を社会全体で取り組むことを目的とした機関とされています。

このことについて、次の点についてお伺いいたします。

1番目は、「こども家庭庁」の設置に伴う今後の町のこども子育ての施策について。

2番目として、こども子育て支援の拡充と体制強化について。

3番、こどもの視点、子育て当事者の視点で大切なことは積極的な対話や連携、協働が必要かと思えます。このことについて考え方をお尋ねします。

4番目として、現在と今後の具体的な取り組みがあればお伝え願いたいと思えます。

以上です。

よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それではご質問にお答えしたいと思います。

はじめに、こども家庭庁の設置に伴う今後の町のこども子育て施策に関する方針についてですが、こども家庭庁は本年4月、子どもが自立した個人として等しく穏やかに成長することができる社会の実現に向け、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本として、子ども及び子どものある家庭の福祉増進と保健の向上を目的に、内閣府の外局として設置されました。

これまでさまざまな省庁に分かれていた子どもに関する業務を一元化し、現在、これに伴う政策や制度についての通知が徐々に届き始めているところです。施策の中心となる大綱の策定につきましても今後通知される予定であり、こども家庭庁の設置に

伴う施策や方針については、現段階においてはまだ十分な情報を得ていません。今後は、全体像が示されてから十分検討を行い、新規に実施する必要があるものの整理なども行い、子育て施策に関する方針を定めていく考えであります。

次に、こども子育て支援の拡充と体制強化についてですが、このことにつきましても全体像を把握した後、早急に実施しなければならないものや努力義務であるものなどを整理し、事業実施に人員の確保が必要であればそれらを含め検討してまいる考えです。

次に、こどもの視点、子育て当事者の視点についてですが、昨年制定された「こども基本法」の基本理念の一つに「自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会、多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」とあり、子どもの意見を聞く機会を設けることが求められています。このため、令和6年度に策定する「第3期津別町子ども・子育て支援事業計画」において、小中学生を対象に意見を聞く場を設けることも検討したいと考えております。

次に、現在と今後の具体的な取り組みについてですが、現在強化している取り組みは、こども家庭庁が発足した背景にもある、子どもの権利擁護のための取り組みです。関係機関と連携し、支援会議を開催して虐待対応と防止を中心に取り組んでおり、専門員の意見を聞きながら対応しているところです。

今後の具体的な取り組みについては、現在の取り組みを継続するとともに、こども未来戦略として出産一時金など、既に前倒しして制度化されたものもあり、今後、こども家庭庁から出される通知をもとに、新たな取り組みも含め取り組んでまいる考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] ただいま1回目の答弁をいただいたところですが、こども家庭庁ができたのが今年度ということもありまして、まだ具体的な個々の細かな方針が出されていないところであったかなと思いますけれども、従来、こども家庭庁が先ほどの話のように、1人の子どもの施策がバラバラな省庁というか、またがっていたというようなことで、なかなか思うような成果というかがあげられなく

なったのかなということもあるのですけれども、現首相等もこども施策の中で大きく上げられているのは、健やかに育つということもそうなんです、もう一方では、今年度すごい政府も思い入れをして異次元の子育て政策みたいのをするというようなことで、制度が発足するまでにいろんな議論がされていたのかなというふうに思い、制度発足時に町としてどのような体制で進むのかというようなことを念頭に、今回、質問をさせていただきました。ですから細かなことで、これからということも1、2の質問については先ほど町長から答弁があったとおりにかなというふうにも思いますけれども、そこで新年度の町政方針の中でも、町長は新たな施策である伴走型相談支援体制だとか、出産子育て応援の給付というようなことが述べられていたり、あるいは、いろんな制度ができることによって人員の配置等があれば、それらにも対応していきたい旨の報告があったのかなというふうに思っています。

そこでなのですが、今1番目の①、②については、今後、細かな国から制度に対するものが出されるのかなというふうにも思っています。それと子育てについては、津別町のいろんな子育て支援に対するものも見てみますと、かなりの部分でなされているのかなというふうに、子育て支援の中でちょっと町のホームページから拾い上げた、こども園から児童福祉、それから母子手帳のアプリだとか、子どもの健康診断何かも細かくされているかなというふうに思っています。ちょっと長くなりますけど、昨日の中でも、少子化に対する総合戦略の中で、少子化の問題等も出てきて、このこども家庭庁もなんとか子どもの数を増やしていきたいというようなことがあって、何とか子育ての部分と、それから子どもがもっと産みやすい環境というんでしょうか、育てやすい環境では、経済的なことだとか幅広くされていて、非常に難しいかなというふうに思っているのですが、いろんな支援策がたくさんある中で、1、2はちょっと飛んでしまいますけれども、子どもたちの意見を聞く場、あるいは当事者の意見を聞くということが、どの程度されていたのか、もしわかれば現状の段階で教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 子どもの意見を聞くということで、これまでも実施してきたこともあります。直近の部分でいけば、昨日、行政報告でもお話ししましたとおり、

大通棟の愛称募集にどれがいいかということを決めていただくのに小学生、中学生の意見も聞いて、それを参考にして決めていったということもあります。それから、もう少しさかのぼれば、議員の皆さまにもお配りしておりますけれども、現在の第6次の津別町の総合計画があります。この時に町民アンケートをしたわけでありましてけれども、18歳以上の方の、それ以外に小学生と中学生に対してのアンケートを実施しています。それを見ていただくと、子どもは、今こういうことを思っているんだなというのがわかるかというふうに思いますけれども、大体、小学生、中学生とも70人ほどの、合わせて140人ちょっとの子どもさんたちからのアンケートが回収されておりますけれども、そういったところを見ても、子どもたち、小中学生にとって、今の津別町は住みやすいと思いますかという問いに対して、住みやすいと答えた方が48.6%います。どちらかといえば住みやすいというのが20.4%で、住みやすいと言っているのが、結構高いかなというふうにも思うところです。

また、これから津別町に住み続けたいですかという質問に対しては、わからないがやっぱり一番多くて31.7%ですけれども、その次に多かったのが進学等で一度町外に出るが、いずれ戻ってきて住みたいというのが28.9%あると、そういう子どもたちの感覚です。それと津別町の町外に移り住みたいと思う主な理由についてはどうですかというふうに聞いたのですけれども、それについては三つほど大きくありまして、日常の買い物など生活するのに不便だから、それから将来なりたい職場が津別町にはないから、楽しむ場所が少ないからというのがビッグ3になっているところです。それから、津別町に住んでいて、地域で好きなところ、あるいは自慢できるところというものというのはありますかという、好きなところ、自慢できるところがあると答えたのが71.8%の方、約72%の子どもたちがあると答えているんです。それは何かというと、これは1番、2番でいけばクマヤキがおいしいと、それと水がおいしいというのがビッグ2になっているんです。それと津別町や住んでいる地域、そこで嫌いなところ、直してほしいところがありますかという問いに対して、あると答えた方が54.2%あります。それから嫌いなところ、直してほしいところはないと答えた方が41.5%いると、そういう状況です。何が欲しいのかというと、遊ぶ場所が少ないという、公園が少ない、それから買い物をする場所がない、お店が少ないというようなことが複数、

今の四つの項目が出されている、そういう子どもたちの感覚です。それと、あなたが大人になった時に津別町がどんな町になっていたらいいなと思いますかという問いに対しては、これは四つほど大きくあるのですけれども、一つは交通事故や犯罪、災害などが少ない町、それと買い物しやすくまちなかの賑わいがある町、それとこれから大人までみんなが健康に暮らせる町、こういうのが、こんな町になってほしいという思いが伝えられています。あと絵を描いてくれた子どもたちもたくさんいるわけですが、こういうものも参考にしながら、策定委員会の皆さんが現在の第6次の総合計画を作成されておりますので、それに基づいて、今まちづくりを進めているという状況でありますので、今後につきましては、今、第2期の津別町の子ども子育て支援事業計画のもとに、子育て等を含めて進められているところですが、これは来年度で終了いたしますので、ということは、第3期が令和7年から始まります。ということは、来年度に3期の計画が策定されるということでもありますので、その中でも小中学生の今の質問をそのまま聞いてもいいかなと、5年たってどういう変化が出ているのかというのがあるかというふうにも思いますので、それは工夫しながら策定委員のみなさんと一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 子どものアンケート調査の記事等は読ませていただいております。このことによって、今の子どもたちはこんな状況であるというのから見ると、あまり何というか肯定的なものでなく、若い人の自殺が多いとか、国の統計とか、そういうふうなものから見ると、私たちの住んでいる所の子どもたちは、そことは全く違った形で伸び伸びというか、ここの町を否定しなく、割と肯定的に今後も住み続けたいという子が現状では多いのかなというふうなことで、いろんな国の統計何かから見ると、ずいぶん違うんだなというようなことは、今改めて感じました。

そこで、子どもたちの意見もいろんな事があることとどうか、何か策定する場合には、必ず書いてもらって、絵を描いたりというのを見てもらっているということなのですが、私が議員になってから一度だけ子ども議会というのがありました。その時、いろんなものが出て、子どもも町のことと、大人は大人の感覚の中で考えて

られるんだなというようなことを、その話を聞いて学んだこともありました。それで今、その子どもの意見を表明するとか、子どもの考え方を聞くというのはいろんな方法があるかなというふうに思いますけども、何かせつかく新しくできた議事堂でもあるので、ぜひ次の計画策定までに一度子どもたちにもここの議場を使って今考えていることと、それから将来のことなどについて話し合う場をぜひ設けていただきたいなと思います。ちょっと細かなことですが、現状、町長はどんなふうに考えておられるか教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 過去に子ども議会という形で行ったことはありました。その時の記憶はまだ残っているんですけども、先生がずいぶん苦労されていたという、こういうふうに質問するんだよとか、いろいろ先生が一生懸命考えて、子どもたちに伝えてやっていたというのを記憶していますけども、なかなか何ていうか、かしこまった所でやると、緊張も高まってくるのかなという感じも受けています。さっきのアンケートでいけば自由記述ですから、いろんなこと、思っていることをそのまま選んだり、丸をつけたりすることはできますけども、もう一方で、対面方式というんですか、それもやっぱり必要だろうと思いますので、子ども議会という改まった形がいいのか、それとも学校の事業の中に入って、一緒に話し合う場所というのを設けたほうがいいのか、これは学校のいろんな運営方法もあるかというふうに思いますので、それは直接対話というところでもできる方法も検討していきたいなと思うところです。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） [登壇] 今の件に関してですけども、方法は幾らかあるかなというふうに思いますけど、ずっと見ると、割とイベント的に子ども議会だとか女性議会というんでしょうか、そういうのをやっている、開基何年とかそういうような節目のイベントで議会が開催されているようなところもあるように見受けられます。一方的にしてもあまり意味がないかなというふうに思いますので、どんな形がいいのか、書くことだけでなく、やっぱり前でも話ができる、発表ができるということも十分大切なことではないかなというふうに思いますので、ぜひあわせて検討をお願いしたいと思います。

もう一方なんですが、アンケート調査等いろんな町から配られるのを見ますと、子育て当事者というのでしょうか、している人の声というのはどうなのかなと。津別町は本当に細かくいろんな福祉というか子育てのサービスのメニューがたくさんあります。それが今、子育て中の人にきちっと響いているものであるのか、その辺はどんなふうに感じておられるか教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私自身も子育ての方たちとの話し合いをもとという事で、これは子育て世代とまちづくり懇談会の自治会だけでやっているわけではありませんので、各団体ともまちづくり懇談会をしております。その中で、子育て支援センターを活用させていただいて、そこでお母さんたちと毎年話し合いも行っています。そこで出される要望をいろいろ聞きながらということで、その要望の一つの中で、一つ変えていったのが、キノスの開館をもうちょっと早めてほしいというところから始まっていて、それが障がい者のところに結びついていて、そして今、役場の午後からの清掃を障がい者の方たちに行ってもらっているというのにつながっていったりとか、あるいはインフルエンザの接種、子どもは2回しなくちゃいけませんので、その費用をよその町では2回ともみているので、何とかならないでしょうかということで、それをみるようにしたりとか、今ちょっと出ているのは、歯のフッ素塗布、自己負担400円があるんですけども、これ違うところでは、町のほうで大したお金じゃありませんのでみているところがたくさんあるんですけどもというのも耳にしたりしていますので、そんなことも意見交換の中で改善できるものはしていこうというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原真稚子さん） 〔登壇〕 どこと比較するかということは非常に難しいのですが、今、少子化の問題から子どもを真ん中に据えた施策が講じられようとしてきています。そういう中ではちょっと世代が違くと、そこまで子どもにいろんな手当とか、生まれたらすぐお祝いをあげるとか、あるいは、よそだと保育園なんかにおむつを持って行くのが大変だからって持たないで行くようなところですか、もう事細かにあるみたいです。あるいは、1歳の誕生日に町がいろんなものをプレゼント

するとかそんなことやら、拾い集めるとものすごくたくさんあります。そういうことを違った世代の人が、何でそこまでするんだという声も一方ではあるようなんです。それで、世代間のそういうギャップを埋めるための、大げさに言うと意識改革みたいなものもあわせて、この政策の中に入れていったほうが良いというような話もありますけれども、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） そういう方もいると思いますし、また、もっともってあげなくちゃという、そういう方たちもいると思います。それは直接言われたことはありませんけれども、言葉は変ですけれども、やりすぎじゃないかというような部分については直接耳にはしておりませんが、そういう方もいないとは限りませんので、それは必要なことという、子どもが生まれていかなければ、そして移住者が移ってこちらに住んでもらわなくては、この町そのものが消滅していきますので、そういう時代に入ってきているということの理解を深めていただければなという、深めるといふか理解をしていただくようにしていきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 個々のそういう要望みたいなものはさまざま、なかなか難しいと思いますけれども、やっぱり何ていうんですか、1番人口の多い世代の人は、なかなか今のそういうやりすぎじゃないかという声が私どもも町民の方からも聞くこともあります。核家族になってどうなったのかとか、それから母と子だけで子育てをしている孤独な人がたくさんいるというようなことも、なかなかちょっと生まれた世代が違くとわからないということもあるようにも聞いておりますので、何らかの形で、そういう時代が変わっているみたいなのところというのでしょうか、そういう意識を変えるというようなことも大切なんじゃないか、それ全部を行政がすることであるかどうかというのは疑問な点もありますけれども、今まで大人がずっとやってきたことでは、ちょっと行き詰っているような面もあるのかなというふうに思いますので、この新しい省庁ができたのを契機に、子どもを中心に世の中が動くといふか、そんなようなことも考えていくことが大切なんじゃないかなというふうに思っています。

今回、子育てに関してお話したのですけれども、その世代が生きづらいのは、1番は経済的な裏付けがなかなかなく、ひとり親家庭であったりとか、それ以外の理由もたくさんありますけれども、非正規で働いているということで収入が子育てをするのに十分でないというような声もあって、それは個々に対応していくことが非常に難しいかなというふうに思いますので、その辺も含めて、先ほどのアンケート調査では具体的にはこうしてほしいというのを子どもから聞くと、買い物環境であったり、遊び場であったり、それから戻って来るのには、それなりの職場が必要ということで、それなりの職場というのは、なかなか難しいかなというふうに思いますけれども、遊び場だとか、それから、これから河岸公園の所を少し時間をかけて子どもたちがもっと利用できるようなというようなこともお聞きしている点もありますので、その辺のところをしっかりこれからの子どもたちがどんなものを要求しているのかというのは、大人が目線じゃなくて、本当に子どもを中心にずっと使っていただける、あるいは子どもが本当に、この公園ができてよかったというふうに思えるような、そういうような声を聞く場というのを多く設けていただいて、幾らかでも、わずかということはないんですけど、少子化でもう10人以下の学年もあるような、これからも出てくるような感じですので、そういう中でも、ちょっと上の子どもたちがここに住んでいたいというような思いが結構強いということも今の数字でわかりましたので、それに応えてやるということも大切かなと思いますので、その辺のところ、ちょっと繰り返しになりますけれども、どのように考えられるか教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど申し上げましたとおり、今現在は第2期の津別町子ども子育て支援事業計画、これは令和2年度から令和6年度ですけど、この計画に基づいて、子育て等を進めているところですけども、さかのぼりますと、ちょうど私の前の工藤町長の時に、平成17年ですけども次世代育成支援行動計画というのがつくられています。そこで子育て支援をそれに基づいて推進してまいりまして、さらに平成22年の第5次の総合計画、ここでいろんな策定委員さん等々とも議論もいたしまして、認定こども園、子育て支援センターを建設しようということで、計画はここに盛り込んでいこうということで、平成27年にこの建物が完成したわけです。この建物が

完成したことによりまして、ご承知のとおり、例えば一時預かり事業だとか、働いている方たちのために、あるいは病気になったときの病後児保育事業だとか、そういったものがいろいろこども園、あるいは子育て支援センターの中で、それまでなかったものが行えるようになってきたと、そういうことで共働きの方たち等に少しでも働く条件をよくしていこうということで、これも計画に基づいて建設されて、今、進められているところですので、そういったことで一つ一つ順次毎年進められているというふうになっておりますので、そののところは、これからも進んでいくということでご理解をいただきたいと思います。

ただ懸念されるのは、支える人材の確保、これほどこでも今、大変な課題になっておりますけれども、あと5年して、あと10年して、あるいは20年たった時に、それを屋台骨として対応してくれる人たちが存在しているかどうかというのは、また大きな問題になってきますので、そういったところも、しっかり頭に入れながら、まちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今、町にこども園ができたことによる保育サービスというんでしょうか、それがものすごく充実しているの、改めてその中に何かを足してほしいというような状況ではないぐらい、さまざまなメニューが出されていると思います。今、町長のほうの後半であった、どこまで維持できるかということが非常に心配で、それから今、国も新しい何とかセンター、センターといっても建物ではなくても、伴走型何とかセンターだとか、子育てに対するいろんな項目というんですか、そんなのがあって、1人が何役も担うというか、そんなような状況にもあるのかなというふうなことも考えます。

それでやはり、これも黙っていたらそういう支える側の人というのがなかなか急に見つけるということは難しいかと思っておりますので、その辺のところも計画的にやって、今のところ預けたいんだけども保母さんの関係で預けられないとか、そんなことは聞こえていないし、当初よりは、若干、子どもの数が減った部分もあり、子どもの数、入園者の数が若干減っているかなというふうに思っているんですけども、一方では、そういう人づくりというか、担ってくれる人たちのところ、非常に難しい問題もたく

さんあるのかと思いますけれども、人材がいなくてできないというような人が関わる
ところが非常に大きいと思いますので、特に、こども園の今後については、それぞれ
専門の方が必要になってくるかと思っておりますので、ぜひそういう専門の方の養成にも今
後力を入れて、それから4月に発足した、こども家庭でありますので、今後さまざま
なことが出されるかと思っておりますので、注視しながら、何とか町村だと努力義務に
なるものが非常に多いかなと、市のレベルだと、こういうものをきちっと整備しな
さいというようなことになるかと思っておりますけれども、町村は努力義務というようなこと
があって、同じようにつくられていないものも若干あるかなというふうに思っています
ので、この機会に努力義務で、まだ策定できていなかったものというようなことなんか
の再検討をしていただきたいのと、もう一つ、子どもに関する条例等もありますので、
津別町は特になんていっていいんですけども、それをつくればいいというかどうかは先の問題なん
ですけども、前にお話しした時に、まだ早いというようなことがあったかと思っております。
その条例の中には、子どもの意見表明だとかいろいろなことが載っていると思ってい
ますので、改めて子どものことに関する広報というか、以前は子どもの意見表明権とい
うのはこういうもので、こうこうこんな内容のものであるというようなことは教育委員会か
ら、みどりの清流か何かで一時お知らせをしていた部分もありますので、そういうよ
うなことなんかも一つずつ次に向けて整備していただきたいと思いますので、
よろしく願いいたします。

これからのことということなので、どんな形になっていくか見ながら、国も施策が
できた段階で、また振り返ってみたいと思っております。

何かありましたらお話をいただき、なければこれで終わりたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 1回目の答弁でもお話ししましたとおり、今、こども家庭庁
のほうからいろいろ通知文が届き始めているということでもありますので、これまでや
ってきたことと、どこがどう違って、何を改善しなくちゃならないのかという比較検
討をしなくてはならないというふうにも思っていますので、それはこれからよく吟味をし
ながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

◎選挙1号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、選挙第1号 津別町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

この件につきましては、予め議会運営委員会において協議することとしておりましたので、この際、議会運営委員会委員長の報告を受けたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

それでは、議会運営委員会の報告をお願いします。

4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） [登壇] ただいま議長からお許しをいただきましたので、先に指示がありました選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についての議会運営委員会における協議経過と、その結果についてご報告申し上げます。

最初に、この件に関する議会運営委員会の協議過程でございますが、9月14日、第13回議会運営委員会におきまして、選挙管理委員会事務局長の出席のもと、現行の選挙管理委員会委員及び補充員の再任に向けての年齢的要件、再任や退任の意向などの説明を受けるとともに、各委員の意見を確認しながら協議を行ったところであります。協議の中で、現行4名の選挙管理委員会委員につきましては、才川正子氏が今期、任期満了をもって退任の意向であることから、補充員から選考検討した結果、新谷和典氏を委員に、また現行の補充員のうち後藤あけみ氏は各種事情により退任の意向であることから、新たに補充員2名について選考をいたしました。その結果、お手元に配付しております選挙管理委員会委員及び補充員の資料のとおり、新たに補充員として遠藤孝美氏、都丸雅子氏の2名について、それぞれ人柄、識見等ふさわしい方々として推薦することが適当であること、また補充員の順序は補助員歴、年齢の観点から、それぞれ資料に記載の順位といたしましたので、ご報告申し上げます。

あわせて選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法は、従来から地方自治法第118

条第2項の規定による指名推薦の方法で行っておりますので、その方法によること、また指名する委員、補充員については、議長より直接指名する方法によっておりますので、今回ご推薦申し上げた方々を議長からご指名をいただくことをお願い申し上げ、議会運営委員会のご報告といたします。

○議長（鹿中順一君） ただいま、議会運営委員会委員長より報告がありました。津別町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、津別町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法は、指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長において指名することに決定しました。

それでは、議会運営委員会委員長の報告にありましたように、津別町選挙管理委員会委員に野宮裕二さん、竹原洋子さん、中村康彦さん、新谷和典さん、津別町選挙管理委員会補充員に庄田周玄さん、福井隆雅さん、遠藤孝美さん、都丸雅子さん、以上の方々を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました方々を津別町選挙管理委員会委員及び補充員の当選者と決定し、補充員の順序は、ただ今申し上げた順位としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙第1号は、ただいま指名した方々が津別町選挙管理委員会委員及

び補充員に当選されました。

また、補充員の順序は指名順と決定いたしました。

◎同意第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、同意第4号 津別町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました、同意第4号 津別町教育委員会委員の任命についてにつきましてご説明申し上げます。

現教育委員の中で、金田美喜恵様が本年9月30日をもって満了となりますので、再度、金田さんを津別町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

金田さんは、平成26年12月に欠員が生じたことにより任命し、現在まで3期10年にわたり教育委員を務められております。ご承知のとおり何事にも積極的に取り組む明るい人柄から、そして経験も豊富であることから適任であると判断し、改めて任命しようとするものであります。

なお、住所及び生年月日は議案書に記載のとおりでありまして、任期は令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年間となります。

以上、ご説明いたしましたので、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

◎同意第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、同意第5号 津別町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

佐藤議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

（佐藤議員～退場）

○議長（鹿中順一君） 内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程になりました、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてにつきましてご説明を申し上げます。

津別町固定資産評価審査委員会は、地方自治法第180条の5第3項第2号及び地方税法423条第1項の規定に基づきまして市町村に設置され、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査決定及び、その事務を実行する機関でありまして、委員の数は津別町税条例第78条の規定により3名となっております。

現在、山田耕司委員、竹原俊博委員、佐藤ひろみ委員に担っていただいておりますが、本年9月30日をもって任期満了となるところから、次期委員の選任にあたり地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を願うものであります。

なお、竹原委員と佐藤委員につきましては、引き続き委員をお願いするところではありますが、山田委員からは勇退したいとの申し出がありましたので、後任について調整させていただきましたところ、新たに、同じ林業関係者から向山浩史さんに内諾をいただきまして、選任の提案をさせていただくものであります。新規となります向山浩史さんにつきましては、令和4年5月より有限会社三共の代表取締役社長を務められている方です。また再任をお願いします竹原さんにつきましては、農業法人すばるの役員を務めていますが、令和2年2月に委員に欠員が生じたことにより新たに選任され、現在2期目です。同じく再任をお願いします佐藤さんは、家業の株式会社佐藤商

行に従事され、津別町商工会女性部の理事としてもご活躍されておりました、令和2年10月から現在1期目となっております。

以上、3氏についてご説明を申し上げましたが、住所と生年月日については議案に記載のとおりです。

任期につきましては、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間となります。

いずれの方も各業種を代表される方でありまして、適任と考えて選任しようとするものでありますので、ご同意いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

佐藤議員の入場を求めます。

（佐藤議員～入場）

◎諮問第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについてを説明させていただきます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長

が議会の意見を聞いた上で推薦を行い、法務大臣が委嘱するものであります。

本町では、現在3名の方が人権擁護委員として委嘱されておりますが、そのうちの1名、修田建恵氏が退任の意向を示されたことから、その後任の候補者を推薦するものであります。

候補者として推薦する方は、新任となります松平範慶氏で、生年月日及び住所は議案書に記載のとおりです。松平氏は、平成17年から教育委員会委員を務め、多大なご活躍をなされている方でありまして、そのうち平成24年10月からは教育委員長、教育長の職務代理者としてご活躍をされている方でありまして、その間の社会を明るくする運動等を通じ、人権問題に見識は豊かでありまして、その豊富な経験をもってまさに適任者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

また任期につきましては、令和6年1月1日からの3年間となります。

以上、説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、適任であると答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は適任であると答申することに決定しました。

暫時休憩をします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時5分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 48 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 48 号 津別町まちづくり基本条例策定委員会設置条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） ただいま上程となりました、議案第 48 号についてご説明いたします。

説明資料の 1 ページをご覧ください。

まず制定理由に関しましては、津別町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町民、議会並びに町の役割及び責務、町政運営の基本原則、町民の町政への参画並びに協働のまちづくりに関する事項等を定め、住民自治の実現を図ることを目的に、基本条例に関する調査研究及び原案を策定するため、津別町まちづくり基本条例策定委員会を設置する条例を制定しようとするものであります。

制定内容につきましては、津別町まちづくり基本条例策定委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとしております。

内容につきましては、第 1 条目的では、策定委員会におけるまちづくり基本条例を策定するものとし、第 2 条所掌事項では、条例制定の意義や基本理念など盛り込むべき内容について検討し、これからのまちづくりに関する事項を明文化した条例を策定するとしています。

第 3 条では組織について規定しており、資料 2 ページに移りますが、委員を 10 名以内とし、第 2 項で構成として町議会議員、町職員、それ以外の町民、その他町長が適当と認めた者としています。町の意向といたしましては、説明にありますとおり次世代を担う 30 歳代から 50 歳代を中心に女性の方も積極的に担っていただき、人材育成も視野にした組織と考えております。

第 4 条任期では、まちづくり基本条例が交付されるまでとし、第 5 条では、委員長、副委員長について委員の互選により選出するとしています。

第 6 条では会議について規定し、会議に出席を求める関係者としてキックオフ勉強会で講師をしていただいた神原北大名誉教授などアドバイザーを想定しています。

3 ページになりますが、第7条庶務では、事務局を住民企画課におくとしています。第8条その他で運営に必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるとしております。

議案書にお戻りいただきまして、ただいまご説明いたしました内容について新規制定条文としたものです。

条文の最後、附則の1といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとし、附則の2では、この条例は基本条例の公布の日をもってその効力を失うと定めております。

以上、議案第48号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） ただいま上程されました設置条例についてなのですが、第3条に委員の構成が書いてあるわけですが、町議会の議員というふうになっております、この委員会自体は設置されると、町長の委嘱を受けるということなので、町との関係性は明白なんですけれども、議会との関係性をどういうふうに考えているのか、議会に対する基本条例の制定内容の中間報告のような形をとるのか、また、議員が含まれているということによって議会に対する議決、そうしたことに何らか関係してくるのか、考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいまのご質問ですけども、議会の役割というのですか、中身というか、議会の位置だと思えますけれども、このまちづくり基本条例については、冒頭で説明したとおり町民、議会及び町ということで、その3者が一体となってつくるものでありますので、当然のことながら、この条例の策定の中には議会の議員さんに入っていて、その意味で議会の議員さんに入っていていただくということを考えているところであります。

議会のほうで今後、例えば議会基本条例なりそういうものが必要になるということについては議員さんの中で協議いただいて、どうするかということは議員のほうで考えていただくことかなというふうに考えております。そういった意味で、この全体の

まちづくりの条例という部分において、議会の位置というところを当然、条例の中には議会の部分も含まれるというか、議会の役割等が含まれてくるということで、議員さんも構成の中に入っていたきたいというような趣旨でございます。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） ちょっとわかったような、わからないような説明だったのですけども、もちろん町議会議員として、まちづくり基本条例策定委員会に参加するわけであって、そこでは議員としての立場でものを申していくことになると思います。今、お話があったように、基本条例の中に議会基本条例を含むか、また別につくるのか、そういったところの議論も議会のほうでもしなければいけないと思うんですけども、最終的に条例ですから議会の議決をもらって条例成立という形になると思うんですけども、議会に対して、その中間報告というかそういうような骨子がまとまった段階で一度報告が来るのか、また連携性をとりながらですから、委員会を開くたびに例えば参加している議員のほうから、それは議会内での問題かもしれませんがけれども、参加している議員から議会全体に報告があって、それをまた議会から策定委員会の中にフィードバックしていくようなことというのは形として想定されているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） まず議会から委員を出していただくという部分に関して、基本的には議会を代表しているという感じではなくて、一議員として参加していただくというふうな方向で考えています。

当然、先ほど議員がおっしゃったように議会条例の内容を含ませるかどうかというのは、また議会内でご判断をしていただきながら、当然、条例の中間説明といいますか経過説明に関しましては、町が多分、全員協議会のような形で実施するような形になると思います。

ただ、そこで委員として参加している議員が意見を言うことは全然問題はないと思いますし、ただ説明としては町の事務局のほうで行いたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） この条例についてはよろしいかと思いますが、条例の説明の前に制定理由をこういうふうに掲げておりますが、佐藤町長、16年間まちづくりを進めてきて、今ここにきてこの基本条例をつくるその考えというのか、やはり16年間を総括した上でつくることを公約に掲げたのか、やはり町民に対してきちんと説明できるものを町長の生の声で来月の広報でもよろしいのですけれども、きちっと町民に明らかにして説明して、この町民の町政への参画及び協働のまちづくりを大きなこの条例としては位置を占めると思いますので、すべきだというふうに思いますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、第3条の次世代を担う30歳代から50歳代を中心というふうに説明がありましたけれども、町民の町政の参画及び協働のまちづくりという重要なこの基本条例の中身だと思いますけれども、なぜ30歳代から50歳代という委員の推薦、任命の考え方に至ったのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） 私のほうから、第3条のいわゆる構成に関して説明にありますとおり次世代を担う30歳代から50歳代という部分、なぜこういう限定的なのかということなのですが、基本的には、これを限定しているというわけではありませんけれども、基本的には、これからのまちづくりの条例、一度条例をつくりますと、これがずっと20年、30年と生きていくわけですから、そういう世代、いわゆるその時に責任世代となる世代に中心になって制定に積極的に加わってほしいという町の考えであります。同じようなことに総合計画の策定にもそのような年代を中心に行っている部分もございますので、今回の条例も町としてはこのようなことを念頭におきながらメンバーの構成をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 最初の質問の部分については、これまでも述べていたところでもありますけれども、やはりこれまで長く町長をさせていただいた中で、都度町民の意見をできるだけ聞いていこうということで、その一つとして毎年17から18カ所でまちづくり懇談会等々で意見も聞きながら、やれる範囲の中で進めてきたわけであり

ますけれども、やはりそういう経験を通して何かものを決める時には、これに基づいてやっているということの条文化したものとか、ルール化されたものというのがやっぱりちゃんとあったほうがいいだろうなという思いが非常に強くなりまして、そういった意味で、既にそういった考えのもとで、全国あちこちで一時期増えたわけですが、今も少しずつは増えているというふうに思いますけれども、そういう市や町の実情、その後の実情も検討させていただきながら、津別町にもぜひそういうものをつくって、例えばですけれども、これをやる時にはよく見てくださいと、この条項のここにあたるものとしてこの事業を始めようとしているんですというようなことが進められていくと非常にわかりやすくなっていくのではないかなと思いますので、そういった、いわゆる町の憲法というものをしっかりつくって、明文化しておく必要があるだろうというふうに考えておりますので、そうしていきたいと、その思いからということでありますので、その考えで進めていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 制定理由に掲げておりますけれども、いわゆる協働のまちづくり、それを定めて住民自治の実現を図るという目的だというふうに書いておりますけれども、この策定委員の中に30歳代から50歳代、これはだめだということではないのですけれども、やはり協働のまちづくりというのは自治組織を担っている自治会が恐らく重要な位置を占めるのではないかというふうに思います。その観点から、やはり、多分、町長が考えている、これからの協働のまちづくりをこの基本条例の中にきちんとうたって、住民自治を実現させたいということは思っていると思っておりますので、やはりその辺りをよく考慮して、この人選について考えていただきたいと。

また、これを策定する、これから準備段階に進むというふうに思われますけれども、自治会組織とこの関連について、やはり懇談をもって理解を求め、意見を聞く、そういう場をできればつくるべきだと思いますが、その辺りの考え方についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） 先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、基本的に我々がこの世代を狙った意図は、やはり、こういう自治に関して、もうちょっと興味

を持ってほしいという意味もあって、先ほどの説明にも人材育成を兼ねて、視野に入れてということも検討しています。しかしながら当然、議員おっしゃるとおり、いわゆる先輩といいますか自治会連合会など大役を担っていただいている方を無視するというわけではございませんし、議員おっしゃったとおり懇談会のような形のものを実施してまいりたいというふうに思っております。

あと、条例にもありますとおり、オブザーバーやアドバイザーの招聘ということは考えられますので、そういう件では必要なときは委員会で方針を出しますけれども、そういうような招集できることもありますので、その辺も吟味しながら委員会を中心に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 私が言わんとしていることは、仮にこれを策定して制定したと、やはり、この条例というのは町の責務、町民の責務がここに出てくることから、それを考えた上で、私が今申し上げたとおり、ただつくって制定するのではなく町民に広く理解を求めて、この条例を制定すべきだと、そういうことから今までのやり方では、いろんなまちづくり懇談会、説明会等はありませんけれども、それだけではただつくっただけで町民との距離がおそらく埋まらないまま制定されるのではないかと思いますので、それを危惧しているところから、できれば町民との距離を縮める一つの方策をいろいろ検討しながら策定していただきたいということでございます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） そういう考えももちろん理解するところであります。全員協議会の中でもお話ししましたとおり、これを策定するにあたって、今までさまざまな形で取り組んできたり関わってこられた先生といろいろ協議をさせていただきました。他の例も含めて。そういった中で至った提案が今回でありまして、やはりできるだけこれから町をつくっていく上で、少しでも若い方たちにその感情を持って、そして引き継いでいってもらうということがやはり必要だろうということもあって、策定の委員会にはかなりやはり若い人ということ意識の中で各自治体とも持ちながら進めて選任しているということはお聞きしたところでありますので、町としてもそういう形にしていきたいなと思っております。自治会組織等々ありますので、そこと無関係で進

めるということでは全くありませんので、それはやり方として議員から見れば不十分か十分かというのはいろいろあるかというふうに思いますけれども、やはり自治会組織なら自治会組織、そういったところに今、こういうことをこんなふうに議論していますということを、情報をずっと並べていって説明するというのはなかなか飽きてくる部分もあるかというふうに思います。そうではなくて、このところポイントとなるところはこういうことなんですけれども、どうでしょうかというようなところのやり取りをしながら進めていきたいなというふうに思っています。もちろん専門性を持った町民の方はおられると思いますけれども、それはそれとしてご意見をいただいて、そうだなと思う部分はまた委員会の中で検討を深めていくという形で進めさせていただきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） 1点だけお聞きしたいと思いますが、通常こうした策定委員会の設置条例といった部分は、パブリックコメントをするといったようなことはなかったと思いますが、今回のこのまちづくり基本条例策定委員会設置条例は町民の皆さんと一緒にまちづくりの憲法となる条例を制定していこうということで、その策定委員会、そういう意味合いでいったら、この策定委員会の設置条例からパブリックコメントをして、ちょっと広く町民の皆さんからの意見を聞いたほうがよかったのではないかなといったことも、町民の方からもそういった意見も聞いたのですが、この辺の検討といった部分はされてきたのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） 設置条例からパブリックコメントをしたほうがいいんじゃないかというご質問だと思いますけど、基本的には我々はその部分でパブコメをやるという検討もしておりません。当然ながら条例自体はパブリックコメントも実施いたしますし、説明会、懇談会などは当然進めて、なるべく回数は増やしながら、また広報とかあらゆる媒体も使って、条例に関しての部分に関しては、先ほど山内議員もおっしゃったとおり従来の方法に加えて、いろんな方法を考えながら基本条例のほうの周知はしてまいりたい。ただ、この設置条例自体がパブコメに付するべ

きものかどうかというところ、なかなかこれは、そういう意味では総合計画もじゃあどうだったんだというところもありますし、そういう意味で、ここは委員を選ぶというところの中身を条例化しているものですので、今後のまちづくりに関する重要な事項はこれから決めるという部分になりますので、この条例自体にパブコメは必要ないのかなというふうに捉えております。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） 私も当初言いましたけど、策定委員会、通常の場合はこういったパブリックコメントはしないというふうには思うのですが、ただ、できるだけ多くの皆さんというか町民の皆さんが、この条例にまずは興味を持ってもらう、そして策定された段階では、今度はまちづくりに参加して協働していくんだと、そういう視点からいくと、もう今の時点からそういうのをつくるんだなといったようなことで、何か周知も含めた皆さんからの意見もこの時点からいただいていくといったことがあってもよかったのかなというふうなそんな考えを持っております。

また、こういった部分については、今、山内議員のほうからも質問ありましたけど、今月の広報の1ページの最初のページのほうに、このまちづくり基本条例の制定の広報が載っていました。町民と行政、議会、ここが参画と協働のまちづくりを進めていくというような、イラスト入りで説明もあったのですが、ここでいう町民というのは、津別に住んでいる人だけじゃなくて、津別に通ってきているというか、そういったような方だとか、団体だとか事業所、自治会も含めて、そういった部分が町民だというような、そんな位置づけでのイラストだなというふうに思ったのですが、そういう意味でいったら、前回の全員協議会の中で住民説明会、どっちかといったら何かすごい後半のほうに、最後のまとまった段階で住民説明会をやるのかなといった、そんな全員協議会の資料だったかなと思うんですけど、ここは先ほどの町長の中でも説明、いろんな団体との説明もやるといったようなことだったんですけど、ぜひ本当に制定して終わりといった部分が最悪なパターンだと思いますので、制定してからが本当に皆さんとの新たなまちづくりを進めていくというようなことになってくると思いますので、本当に節目節目での説明会というか懇談会だと思うんですけど、自分が何ができるのかだとか、こういったようなことをやっていこうじゃないかとか、そうい

った討論ができる場という設定を節目節目でやっていただきたいなということをお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） 議員のご意見はごもっともだと思います。議員おっしゃったとおり、まず条例に興味を示していただくということが非常に重要かと思われれます。実は、神原先生がおっしゃっていたんですが、パブリックコメントで住民合意を得たという考えは危険だよという言い方をされていまして。我々としても当然、懇談会、説明会は実施してまいります。ちょっと全員協議会の資料がわかりづらかったのですが、令和6年4月から第4回以降、これは、ここから複数回やるという意味なんですけども、以降、今回の策定の検討委員会や住民説明会という書き方をしていますが、もちろん懇談という場でも全然そちらのほうがよろしいかと思いますが、そういうものを順次開催していくという意味でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） 1点だけお聞きしたいと思います。

先ほど佐藤議員からも話がありました。私もこの条例の制定については問題ないというふうに理解をしておりますが、町議会議員の関係の部分でちょっと考え方についてお聞かせ願いたいと思います。これを決めるにあたっては、先ほど町長のほうからもそれぞれ先生のお話を受けて、それを参考に委嘱する方を決めたという話もありました。私がちょっと心配するのは、過去にも各委員会に議会が必ず入っていた経緯がございます。そして今は100%ないのですけれども、まだ表彰審議委員会とか一部入っている部分もありますけれども、それ以外については議員については全てそこから取り除いたという状況があります。これを取り除いた経過はそれぞれ皆さんもご存知だと思いますが、ただ私が心配するのは、先ほど参事のほうからも説明がありましたが、これは単なる議会代表じゃなくて、一議員として一般の方とかわらない形で入って意見を出してもらおうという話もありましたけども、やはり肩書を背負っていると、やっぱりそうはならないんです。やっぱり議員代表という形で受け止められてしまうと

いう、これが通常のパターンではないかと私は感じているところであります。そういったことから、やはりこれに議員が入ることによって、先ほど町長からも、これからのまちづくりにあたっては若い人たちを中心に今後選考していくという話もされているし、確かに私はそのとおりだと思うんです。これからまちづくりは、やっぱり若い人たちの考えを十分取り入れてやることも私は重要だと思っていますから、そうすることについては問題ありませんけども、やはりそこに議員が入ることがどうなのかと、ちょっとこの辺に私も疑問を感じていますので、先ほど佐藤議員からの質問もあった中で説明を受けておりますけども、これについて再度、本当にそれが妥当なのかどうか、ちょっと考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） 先ほど佐藤議員に答弁いたしました部分と大きくはかわらないのですが、議員がおっしゃることも、参加した以上、議員としての立場といいますか、そういう形で見られるというのは、そういうふうにとらえられるのはごもつともかと思っておりますけども、我々としては、いわゆる今回、若手でメンバーを構成したいという中でも、やはり議員という立場といいますか町政とかまちづくりに関しては、それなりに一般の町民の方よりは知識を当然お持ちの方というところもございまして。当然、参加される議員の方がどういう立場でものをおっしゃるかわかりませんが、基本的には、やはり議員という立場でありながら、大所高所からものを見ながら、なかなか難しい条例の制定ですので、一般の方がなかなか意見を言いづらいいと思いますか、そういう場面も多くなろうかと思いますが、そういう中を引っ張っていただくようなことも頭には入れているところでございます。もちろん私が申し上げましたとおり、議会を代表してきているというわけではなくて、あくまで議員という知見を生かした中で条例の制定にぜひとも加わっていただきたいという考えのもとで、このような構成を考えております。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） 言われていることは十分わかっています。ただ私がやっぱり心配しているのは、過去の委員会の中でも、やっぱり私も委員会に参加をした経緯がございまして。でも周りを見ていると、やっぱり議員という立場で出ていますから、

そこに求める部分もやっぱり結構あるんです。だから、その時にやっぱり発言する議員として仮に参加していても、発言できること、できないことがあるものですから、やっぱりそのところに参加している委員の状況を見ると、かなりやっぱり議員が入ることがどうなのかなというふうに私自身もその当時のことを思い出しながらちょっと今、話をしていますし、当然、議論の中では議員も求められるものも出て来ると思うんです。だから、そういったことがいいのかどうかという感じももっていますし、やっぱり委員が自由に議論できる場ということになれば、やはり町長が推薦する若い人たちを含めて、そういう人たちから構成された中での委員会というのが一番好ましいのかなということで、私もちょっと話をさせていただきましたので、そこはどうしても議員が必要だというのであれば私は構わないのですが、それについて、やっぱりもう一度考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） このまちづくり基本条例というのは、本当に町の憲法といわれる基本になるものをつくろうということです。ほかの町村の条例を見ても、章立てがいろいろありますけれども、議会というのも出てくるんです。これを議会の方たちが入らないで議論していったいいのかわかなというのがあります。ですから二元代表制の中で首長がいて、そして議員の方がそれぞれ町民から選出されています。それを選出した町民の方、選ばれた長と議員の皆さん、選んだ町民と、そしてそれを日常的に執行する側の職員、その4者がきちっとした形に入って議論しながら条例案をつくっていこうというふうに進めていく考えですので、そのところは、ほかの条例とはちょっと違うということでご理解いただければと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） 特別なということじゃないのですが、委員を今回は公募しないというようなことは前回の協議会で聞きました。ちょっと気になるのは女性の方も積極的に委員になってもらうと書いてあるというのは、初めからもう女性は少ないから、何とかしなきゃならないみたいな、読み取るとそうで、そういうことでなくても人口の半分以上は、半分といっても微々たる半分を超えているということ

ですけれども、そういう中で、やっぱり半分いる人の若い世代でもいいんですけども、もっと積極的に女性が登用されるようなことをお願いしたいと思います。

○住民企画課参事（加藤端陽君） おっしゃるとおりだと思います。ちょっと私、あえて担ってもらうという言い方をしたんですけど、ここにはなってもらうという表現になって、これはちょっと失礼な表現だというふうに思いますけれども、当然、町民の半分は女性ですので、言わなくても当然出ていただける場面というふうにも思いますけれども、過去のといいますか、いろんな委員会構成を見る中で、やはり女性の数が少ないというのは町としても気になっていますので、あえてこのような言い方をしていますが、積極的に我々としても入っていただくような動きをしながら、理想は半々ぐらいでというところを目指しながら人選をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） 女性がいろんなものに参加するということは、もうずっといろんなことで言われてきているのですが、なかなか1人だったり2人だったりとかするような中で、今回は議員が入るとか入らないとかというのもありましたし、そんな簡単なものではないとか、関心事とか、そういうことでいうと非常に難しいかなというふうに思いますけれども、やっぱりそこを1人か2人でも違う人が入ってもらうというような考え方を除いて、半分は女性なんだという観点で、これからも増やしていくように努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） 議員が言われたとおり、この委員会設置条例をきっかけにしてというか、女性が多くなるようなきっかけになればなというふうに思います。あと女性というふうに、異性というのですかね、そういう分け隔てなくやるというのが今のご時世なのかなというふうにも考えておりますので、これをきっかけにして、そういうこともなくというか、女性のほうも多くして、また異性とかそういうことを関係なくして次世代の人材育成というか、そういうふうにつなげていければなというふうにも考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を集結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号

○議長(鹿中順一君) 日程第9、議案第49号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(松木幸次君) ただいま上程となりました議案第49号について説明いたします。

説明資料の4ページをご覧ください。

変更の理由につきましては、新たに団体が加入するためです。

変更内容は、新旧対照表に記載のとおり、別表2後志広域連合を加えるものであります。

議案のほうにお戻りいただきたいと思っております。

本文につきましては、ただいま説明した内容について条文化をしたものであります。

附則で施行日につきましては、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日からとするものであります。

以上、内容の説明といたしますので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 49 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 50 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 50 号 令和 5 年度津別町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、議案第 50 号についてご説明申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、歳出において 8 月 14 日開催の第 5 回全員協議会で協議させていただきました、まちなか再生事業、幸町棟整備に係る増額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種の支援事業、旧一般廃棄物最終処分場の廃止に向けた覆土工事などの増額が主なものとなります。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条第1項において、歳入歳出予算にそれぞれ7億4,966万6,000円を追加し、補正後の予算総額を73億5,832万1,000円とするものです。

第2項及び第2条以降につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので7ページから8ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、町有建物等維持管理経費は、五差路に設置している木製モニュメントが経年劣化により安全性が懸念される状態にあるため解体するもので、265万1,000円の増額です。項2地域振興費、目1企画総務費の地域おこし協力隊事業は、協力隊員に貸与している車両3台の保険料増額に伴う増額です。まちなか再生事業は、8月14日開催の第5回全員協議会で協議いただいた大通・幸町地区「コミュニティ施設」幸町棟整備事業で6億2,299万6,000円の増額です。なお、このうち建築工事費及び外構工事費等は繰越明許費の設定をお願いするものです。空家等対策事業は、本岐地区において特定空家1軒の解体工事を行政代執行により予定していましたが、所有者が解体したことにより減額するものです。まちづくり基本条例策定委員会経費は、条例策定に向けた委員会経費などで12万5,000円の増額です。

9ページから10ページをお開きください。目2企画開発費、森の健康館整備事業は、玄関周辺の天井から雨漏りが確認されたことから、屋根の防水工事を実施するものです。その下の森の健康館管理業務は、コロナ臨時交付金を活用したランプの宿森つべつの日帰り入浴に係る光熱費高騰に対する支援事業を主な内容として、計370万円の増額です。目3企画振興費、地域振興施設管理業務は、11節及び17節において消火器更新に係る増額、12節及び18節は豆腐用換気扇及び冷蔵オープンケースの修繕を予算流用にて対応したための流用元補填で、合わせて46万8,000円の増額です。

11ページから12ページをお開きください。多目的活動センター管理運営経費は、多目的広場改修工事の執行にあたり予算不足分を予算流用にて対応したための流用元補填となります。大通地区コミュニティ施設管理経費は、大通棟におけるバス運行開始に備えデジタルサイネージを活用したバス運行情報等の表示システムを技術者のサポートを受け作成するもので、100万円の増額です。

最下段の款3 民生費、項1 社会福祉費は13 ページから14 ページをお開きください。目1 社会福祉総務費の障害者総合支援事業経費は、過年度事業超過交付返還金で増額です。介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画策定委員会の回数を見込み増額です。目5 老人福祉費、介護サービス支援事業は、いちいの園のすが漏りに係る施設内外の修繕等に要する経費及び食洗機修繕、デイサービスセンターの中間浴槽等の更新及び床暖房の配管修繕の補助で1,011 万円の増額です。項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費の未熟児養育医療費給付事業、その下の児童手当等扶助費、子ども・子育て支援事業、次ページになります。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の四つの事業は、いずれも過年度事業超過交付返還金で増額です。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費の健康増進事業は、健康増進計画の改定に向けた健康づくり推進協議会の回数の増を見込み増額です。母子保健推進事業は、特定不妊治療費について、本年10月から開始する北海道の新規事業と、町の対象助成事業の適用範囲の拡大に伴い142万3,000円の増額です。畜犬・蜂対策経費は、蜂駆除について、例年にも増して件数が増えており、予算の不足が見込まれることから63万6,000円の増額です。項2 清掃費、目1 塵芥処理費、一般廃棄物最終処分場管理経費は、今年度実施した旧処分場の最終覆土の埋め立て量測量結果に基づき、施設廃止に向けた覆土工事で増額です。

款6 農林業費、項1 農業費、目4 振興事業費は17 ページから18 ページをお開きください。農地耕作条件改善事業は二又地区の既設排水路が機能不全の状況にあることから、新たな農業用排水路の整備に向けた調査測量と工事で増額です。項2 林業費、目2 林業振興費の地域材利活用推進事業は、木質チップの品質維持と製造機械の故障防止などを図るための木質バイオマスセンター構内舗装工事1,310万1,000円の増額と、木質ペレット価格の高騰を抑制し、安定的な販売を継続するためのコロナ臨時交付金を活用した支援事業で448万2,000円の増額です。森林環境譲与税活用事業は、愛林のまち私有林整備事業で、間伐の事業量増加により増額です。

款7、項1 商工費、目2 商工振興費、商工振興補助費等は次ページになります。第10弾となるお買い物割引券発行事業、1人2シート分を発行する経費で増額です。

款8 土木費、項3 河川費、目1 河川総務費、河川維持管理経費は、最上地区のモガ

ミ川法面復旧工事で増額です。

款 10 教育費、項 3 中学校費、目 1 学校管理費、中学校施設管理経費は、教頭住宅の内裝修繕で増額です。項 4 社会教育費、目 3 会館管理費の公民館管理経費は、来年度の温水プールの開館に備え公民館ペレットボイラー室に設置している温水プール系統の熱交換器プレートガスケット交換及び配管加工工事で増額です。図書館管理経費は次ページにわたりますが、窓からの西日対策としてのロールスクリーン及び絵本ハウスに展示している本の落下防止ユニットの購入で増額です。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページにお戻りください。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国補助金の社会資本整備総合交付金 1,100 万円と、二つ下の地方創生拠点整備交付金 1 億 9,800 万円は、どちらもまちなか再生事業に係る増額、空家対策総合支援事業補助金は、特定空家が所有者により解体されたことにより 77 万円の減額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で 1,959 万 9,000 円の増額です。

款 15 道支出金、項 2 道補助金、目 3 衛生費道補助金、不妊治療費助成事業は歳出で説明した特定不妊治療費助成事業に対する補助で増額。目 4 農林業費道補助金は、二又地区の農地耕作条件改善事業に対する補助金で増額です。

款 18 繰入金、項 1 基金繰入金の公共施設等整備基金繰入金はまちなか再生事業に係る増額、地域振興基金繰入金は森の健康館屋根防止工事に係る増額、森林環境譲与税基金繰入金は、愛林のまち私有林整備事業に係る増額、後ほど雑入で説明する先駆的調査実証プロジェクト推進事業助成金の採択に伴う財源の振りかえによる減額で、合わせて 856 万 7,000 円の増額です。

款 19 繰越金は、一般財源不足分の増額です。

款 20 諸収入、項 4 雑入、目 5 過年度収入は、認定こども園に係る令和 4 年度施設型給付費等の精算で増額です。目 6 雑入の先駆的調査・実証プロジェクト推進事業助成金は、歳出の地域材利活用推進事業で取り組んでいる木質チップ等製品化品質分析調査事業に対する助成金の採択により増額です。その他の 192 万 5,000 円の減額については、特定空家解体工事に係る行政代執行費用の請求を見込んでいましたが、必要が

なくなったことによるものです。

5 ページから 6 ページをお開きください。

款 21、項 1 町債、目 1 総務債は、まちなか再生事業に係る大通・幸町地区コミュニティ施設整備事業で増額、目 3 農林業債は二又地区農地耕作条件改善事業で増額です。

補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額及び予算総額となるものであります。

第 2 条は繰越明許費の補正で、1 枚めぐりまして第 2 表のとおり、まちなか再生事業について幸町棟整備に係る建築工事費及び外構工事費等について繰越明許費を設定するものです。

第 3 条は地方債補正で、第 3 表のとおり追加で 1 事業、変更で 1 事業の限度額を変更し、補正額の限度額を 7 億 6,170 万円とするものです。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 59 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

本案について質疑を許します。

8 番、高橋剛君。

○8 番（高橋 剛君） すみません、2 問教えていただきたいと思いますが、まず 8 ページの五差路のモニュメント等の解体工事なんですけど、今、ちょっとお話をお伺いすると、後ろの木の部分だということですがけれども、具体的に解体ですから全部なくすということだと思ってしまうんですけど、なくした後はどうするのか、計画があれば教えていただきたいなと思います。

それと 18 ページ、地域材の利用の新型コロナウイルス木質ペレット製造販売持続化支援事業なんですけど、これを参考までにお伺いしたいのは、ペレットの受け渡し価格等には、これ今、上がっているという形なのか、ペレットの受け渡し価格は今どのぐらいなのか教えていただければなと思うのですが。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（菅原文人君） 8 ページの五差路モニュメントの解体後のことになりますが、こちらモニュメントにフラワーマスターさんで花を飾っていただいている関係で、花のまち推進協議会の関係ですので私のほうからご説明させていただきます。

今ある丸太のモニュメントと、その上に乗っています看板、交通安全のものと、ランプの宿の看板を撤去するとともに、下の土台となっていますコンクリート部分も撤去することとしています。

なくした後ですが、その前に今のところ花のまち推進協議会としては、フラワーマスターさんがまだ花を飾っていただけるとのことですので、あの丸太のモニュメントの後ろにブロック塀があるのですが、その前に花が飾れるようなもの、フラワーラック等を設置して花が飾れるような形にしたいと今のところは考えております。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） それでは 18 ページの新型コロナウイルス木質ペレット製造販売持続化支援事業の関係でございますが、現在も若干、卸価格は上がっております。今回、この支援をすることによって、それらを含めて全体的に下げるというふうなものでございます。販売価格はというふうなご質問をいただいたかなと思いますが、これにつきましては民間の協働組合さんが卸しておりますので、業種によって価格差はありますけれども、今回の支援をすることによって全体的に下がるというふうに聞いています。

○議長（鹿中順一君） 8 番、高橋剛君。

○8 番（高橋 剛君） まず五差路につきましては、意見になってしまうんですけども、今のお話を聞いていますと、花をあそこでという形になるのかなということでお話をお伺いしました。五差路はどうしてもどこを通っても結構通ることが多い、町

のやはり一つの顔だと思imasるので、特に花になりますと、春から夏、秋ぐらいいいかなと思うんですけど、冬はやっぱり何もなくなるのかなということもありますので、その辺はやはり一番目立つ場所ということもありますので、活用方法を含めて、またお考えいただければなと思imasるので、よろしくお願ひしたいなと思imas。

それとペレットのほうなんですけれど、今、お伺ひしたのは、一般質問でもちょっとありましたけど、原油とかがすごく上がっていて、木材価格とかも上がっていて、それでエネルギー価格がとにかく今ずっと上がっているもんだから、そこでペレットだったら価格が上がっているのは上がっていても、このぐらいいしか上がってませんよとか、ほかのやつに比べてこれだけ有利ですよとなると、今ペレットはちょうど売り時というか、その価格の安さが一つの売りになるのかなとちょっと思ったものですから、それで今、価格をお伺ひしたという形なんです。ですから、それも今のお話を聞いていると、これを入れることによって、少しずつ上がっているけど、それをまた抑制する方向でということなので、ぜひこれもチャンスだと捉えていただいて、ペレットのストーブもそうですし、ペレット自体も売れていけばいいなということでお話をさせていただきました。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（菅原文人君） 8ページの五差路のモニュメントの関係です。確かに、この後、春から秋にかけては花を置くということになって、冬についてはちょっとものがなくなるということですが、あそこは、まちなか再生基本計画の中で「ようこそつべつゾーン」という位置づけになっています。ですので今後、このまちなか再生基本計画を進めていく中で、この「ようこそつべつゾーン」ということでどういうものを作っていかということ、その後で検討されていくものだと思っております。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） 今、議員のご指摘のとおり、木材価格そして実はペレットの製造コストもじわりじわりと上がってきております。それらにつきまして、ペレットの優位性も含めて今後町民、もしくは使用者に向けて十分PRしながら化石

燃料からペレットのほうにかえていただくよう随時努力していきたいと思いをします。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 8ページ、この企画総務費のまちなか再生事業について何点かお尋ねしたいと思いをします。

8月14日に全員協議会であらあら説明を受けたところでございます。それから1カ月経過をしたところでございます。今回の事業はご存知のとおり幸町棟を進めるということでございます。そこで、これは企業誘致の施設だというふうにとらまえておりますけれども、相手側との協定書については前回8月14日の資料で説明を受けているスケジュールによりますと、今回の補正予算が通った後に協定書を結ぶというような流れになっておりますが、これは前から何度か質問させていただいておりますけれども、協定書なるもののあらあらの町としての案というか、おそらく相手側と詰めているものかというふうに思いをします。そこで、協定書の中身について、概要についてもう煮詰まっていると思いをしますので、それについてお伺いをしたいというふうに思いをします。なぜかという、この事業計画がスタートした時点から、サツドラとの協定についてはどうなるかということは最大の関心を持たれたところであります。この協定がきちっとされなければ、いわゆる協定というのは町民と企業との約束にもなりますので、それあたりをとらまえて明らかにした上で進めるべきだと思いをしますので、先ほど申し上げた概要についてお答えをいただきたいなと思いをします。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） 幸町棟の整備でドラッグストアが入るということで札幌ドラッグストアさんとの協定というところでしたが、まず経過から申し上げて、まだ全く案とかはつくっていない状態です。担当者とも話してはいますけれども、ドラッグストア側との協定、かなりいろんなものを盛り込むことになるのかなと思いをしますが、そういう意味ではこれからの詰めの協議というふうになります。ただ予算が通って何も交わさないままでは当然向こうも不安になると思いをしますので、ちょっと覚書というような形で、間違いなく出店してくださいねとか、その際には協定を結びましょ

うねみたいな覚書をまずは交わしたいというふうに思っています。中身は今後詰めてまいりたい、当然、案とかができましたら全員協議会等で示してまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） もう間もなく進めようとしている中で、いまだ協定書の案も作成されていないということでございますけども、これは非常に重要な案件だというふうに思います。なぜかという企業誘致をするということからスタートして、いろんな疑問点だとか、将来どうなるのか、いろんな重要なことが絡んでいるかと思えます。この協定書をまだ作成していないのであれば、相手側と締結する前に議会側含めて協議していただいて明らかにした上で締結していただきたいというふうに思います。これは必ず実施していただきたいということでお願い申し上げたいと思います。

もう一つ、大通、幸町というふうに進んできておりますけれども、いろいろ進めるにあたって不信感もありますので、きちっとした形で今回やっていただきたいと。中でも、ちょっとそれですけども、役場庁舎の正面玄関にあれほどの建物を建てるとするのは、ずっと私、協議経過を調べておりましたけれども一度も明らかにしないで突然あのようなものが建ったと、それともう一つ、大通棟の角に大きな看板が立ったんですけれども、看板をつけるのは説明を受けたんですけども、ああいう大きなものが突然立ったと、あれも何の説明もないと、言わなくても何とでもなるという考えでやられていたのか、やはり丁寧にきちっとした説明をしていただければ、やっていることがいろいろ疑問と不信感が出てくるのではないかと思いますので、今回についてもきちっとした形で進めていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） 先ほど協定書に関しましては申し上げましたとおり議会のほうに締結前にお示しして、全員協議会などで協議をしていただきたいというふうには考えております。

あと事業の進め方について触れられたかと思いますが、当然、市街地総合再生推進協議会の方も再開しながら、当然、議論も公開で行いながら、前回スケジュールを示したとおり全員協議会を都度開催しながら進めてまいりたいというふうに考えており

ます。大型看板につきましては、確かに我々も言葉だけで国道沿いに大きな看板を出しますということを書いて、ちょっとイメージ図を見せなかったものですから、ちょっと突然大きなものが建ったという形で、私も実際建ってみて大きいなと思ったんですけども、この辺に関しましては今後目に見えるものは、示せるものはしっかりと示して事前に協議をしていただくよう、そのような形で進めてまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 相手方と間もなくこの事業は、幸町棟がおそらく進められると思いますけども、相手側とどういうふうに協議を進めるのか、進めていって最終的に先ほど申しあげた協定書に行き着くのか、一発つくって案を示すのか、その流れというんですか、相手側がいろんな要求があるのか、町がそれをのむのか、それあたり町側としてどういうふうに受け止めているのか、もし差し支えなければお答えいただきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） 今後、協定の中身を詰めていく話の部分ですけども、当然、先方もいろんな自治体と協定を結んでいるという実績がありますし、我々もその辺に関しては承知をしております。協定ですから、こういうことをやっていきましょうということを盛り込むわけですが、第1としては、まず当然、店舗の運営についてしっかりと触れていきながら、当然、我々としては長い間運営をしていただくということを協定の中で盛り込みたいと思いますし、大きな会社ですので、非常にたくさんの地域の、いわゆる困りごと解決事業というようなことも展開していращやるので、その辺に関しましては、町として必要とするものを書いていきたいし、向こうも地域で展開する事業もいっぱいありますので、その辺を詰めていきながら、当然、我々としては有利なものといえますか、別な形でお金が必要になってくるような事業もあるかとは思いますが、当然、我々としては有利、ウィンウィンの関係になれる事業を展開していきたいという形で、決して町が企業に対して一方的に関係がある以上お金が流れるようなそういう仕組みというのは当然我々としては望んでいないことですので、しっかりとした町に有利な有益な事業が展開できるようなもの、中身にも触れられたらというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

7万、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 8ページのまちなか再生事業について、6億2,299万6,000円、今回、予算上程されていますけれども、8月の全員協議会、議会のほうで了承しているという部分がありますけれども、この予算をお認めする前にちょっと一言申し上げておきたいと思います。本当に長かったなというふうに思いますけれども、基本的に、このまちなか再生事業のこの大通・幸町地区のコミュニティ施設については、ドラッグストアを含めた形でということで議会としては承認して前へ進めていこうというふうに、それに対して町が進めてきたわけですがけれども、非常に長引いてしまった要因の一つに、やはりリスク管理計画に対するリスク管理が足りなかったというふうに私は思っております。ドラッグストアを最初民設民営でやろうとしたんですけども、それがかなわず公設民営に計画変更をしていったわけですがけれども、やはりその辺の展望を住民に浸透しておかなかったことにより、いろんな誤解とか齟齬が起きて、あちらこちらからいろんな意見が出てきたことが行政を停滞させ、議会を悩ませた原因だというふうに思っております。その計画進行にあたりまして、計画進行の中で次の一手を打つのが非常に遅れてしまうことが多くて、またもめることが多くて、今回も今、山内議員からお話ありましたように、これ今、予算通った後、協定書をつくるという段取りになるんですけれども、この協定書は本来であれば予算通らなければ協定書をつくれませんので、予算が通ったら協定書はこれから話し合いをして、いつごろにはつくれるという返答も本来であればいただきたいと、そうすることによって我々議員も先のスケジュールがきちんと進んでいるということが確認できるというふうに思います。行政不信という言葉が飛び交っておりますけれども、私は行政不信というよりも行政の進め方が、やはり町民の皆さんに浸透しなかった、マッチしなかったということが今回の大きな要因だと思いますので、やはり先々を考えて情報共有できるようなシステムで町民の皆さんに先が見えるような計画の示し方を今後していただきたいと思います。今回の件に関しましては、行政側も苦労したと思いますけれども、我々議員もいろんな形で悩み苦労いたしました。ぜひとも、これからこうしたことがないような進め方をお願いしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） まさしく議員の指摘するリスク管理という言葉を使って説明されていましたが、我々としても、ちょっとそういう想定外の、ここまで時間を要するものだったのかというところで想定していなかったことがあって、この辺は当然、今後の進め方で反省をしなければいけない場面というふうに考えております。

また、最後に進め方といいますか、今後どういうふうに進められていくのかというところを見えるようにということで、先ほどの山内議員の質問ともかぶると思いますけども、やはり我々としては、視覚的に見せられるものは積極的に、隠さずといいますかしっかりと提示をしてまいりたい、広報やいろんな媒体がありますので、そういうのを使って、できるだけスケジューリングとあわせながら先々が見えるような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 50 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 51 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 51 号 令和 5 年度津別町国民健康保険事業

特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第51号についてご説明申し上げます。

今回の補正の内容は、過年度の保険給付費等交付金の額の確定に伴う超過交付金の返還金について追加をさせていただくものです。

補正条文になります。第1条第1項として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ116万1,000円を追加し歳入歳出予算の総額を6億2,110万7,000円とするものです。

第2項につきましては、後ほどご説明させていただきます。

はじめに、歳出のほうからご説明いたしますので、5ページ、6ページをお開きください。

款8諸支出金、項1償還金及還付加算金、目4保険給付費等交付金償還金、同名事業で、令和2年度分の保険給付費等交付金の精査で、コロナ減免に対する特別交付金の返還金として34万2,000円の増額です。目6特定健康診査等負担金償還金も同名事業で、令和4年度の保険給付費等交付金の精査で、特定健診に係る特別交付金の返還金として81万9,000円の増額です。

続いて歳入となります。3ページ、4ページにお戻りください。款4繰入金、項2基金繰入金、目1国保基金繰入金の国民健康保険基金繰入金で116万1,000円の増額です。

それでは補正予算の条文にお戻りください。

第1条、第2項の第1表につきましては、ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第1項の内容となるものです。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 51 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 52 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 52 号 令和 5 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 52 号についてご説明をいたします。補正の理由につきましては、主には令和 4 年度の事業額の確定による負担金の過年度超過額の償還及び追加交付に係る増額の補正でございます。

補正の条文第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,803 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 7,637 万 6,000 円とするものでございます。

第 2 項は後ほどご説明をいたします。

歳出からご説明申し上げますので、5 ページ、6 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 4 計画策定委員会費、目 1 計画策定委員会費は、第 9 期計画策定に係る委員会開催の増による 4 万 4,000 円の増額となっております。

款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金積立金は、介護給付費準備基金積立金で地域支援事業交付金と低所得者保険料軽減負担金の追加交付で 24 万 6,000 円の増額です。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及還付加算金、目 2 国庫支出金等償還金は、令和 4 年度の介護給付費等地域支援事業の事業額確定による超過額返還分で 3,774 万 9,000 円の増額でございます。

続いて歳入になります。3 ページ、4 ページにお戻りください。

ただいま説明いたしました歳出に係るもので、款 3 支払基金交付金と款 4 道支出金は過年度追加交付で 18 万 9,000 円と 5 万 7,000 円の増額です。

款 6 繰入金は、項 1 一般会計繰入金が介護計画策定委員会報酬分で 4 万 4,000 円の増額、項 2 基金繰入金が過年度の介護給付費負担金等の返還分の繰り入れで 3,774 万 9,000 円の増額でございます。

補正条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項につきましては、ただいま説明いたしました補正額を次のページの第 1 表で款項ごとに整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を集結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 52 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 53 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 53 号 令和 5 年度津別町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、議案第 53 号についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、多目的運動公園サッカー場、ラグビー場の芝に病害虫が確認されたため、被害の拡大防止と来年の合宿事業に支障をきたさぬよう、病害虫の駆除及び芝の張り替えなどに要する経費の補正をお願いするものです。

補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項において、歳入歳出予算にそれぞれ 647 万 9,000 円を追加し、補正後の予算総額を 73 億 6,480 万円とするものです。

第 2 項につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので 5 ページから 6 ページをお開きください。

款 10 教育費、項 5 保健体育費、目 2 体育施設費、多目的運動公園管理経費は、冒頭で説明した内容により 647 万 9,000 円の増額です。

なお、被害の状況や今後の対応などについて、後ほど生涯学習課からご説明申し上げます。

次に、歳入の説明をいたしますので、3 ページから 4 ページにお戻りください。

款 19 繰越金は、歳出と同額の増額です。

補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額及び予算総額となるものであります。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

たします。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（谷口正樹君） ただいま上程となりました、議案第 53 号について説明させていただきます。

今回、説明させていただく案件につきましては、9月4日に起きたことでありまして、委員会にて説明することができませんでしたので、ご了承ください。

このたび、多目的運動公園サッカー・ラグビー場にて、コガネムシの幼虫による芝被害が発生し、急を要する案件が出ましたので追加提案させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

まず経過ですが、来シーズンに向けて芝生の維持更新作業のため9月4日にAグラウンドにサッチング作業を実施しておりました。サッチング作業内容につきましては、下記注釈のとおりでございます。その際に、この夏の高温多湿の影響等による夏枯れと思われる箇所がありまして、その部分にサッチング機械が入ったところ、芝生全体がめくれる現象が起きました。芝生が弱っているとはいえ、根のはっている芝生が簡単にめくれることはないのですが、現状を確認したところ、コガネムシの幼虫が芝生の剥がれた土壌に大量に発生していることを確認しました。コガネムシの幼虫は、弱くなった植物の根を食べてしまいますので、今回のように簡単に芝生がめくれてしまう現象が起きてしまいました。今回、早急に範囲拡大を防ぎまして、来シーズンに向けた張り替え作業等を実施したいと考えております。

補正させていただきたい金額は、記載の業務を含めまして647万9,000円となっております。

資料の3ページをご覧ください。

3ページはグラウンド位置図となります。今回、病虫害被害にあった場所は、1番市街地側にありますAグラウンドとなります。

次に、4ページをご覧ください。蛇腹折りとなっておりますが縦に見ていただいて、4ページはグラウンドの平面図となります。今回、被害がありまして芝生の張り替えが必要となる箇所を記しています。上側のほう、Aグラウンドの市街地側の部分、特にラグビーのゴール前周辺と両サイド側が張り替え対象となりまして、およそ面積が

2,000 平米を予定しております。

次に、5 ページをご覧ください。

5 ページは現状写真を添付してあります。グラウンドの状況写真で、山側部分の被害が少し大きい状況です。

1 番下の写真の白丸で記してある部分がコガネムシの幼虫となっております。

6 ページをご覧ください。6 ページも現状写真を添付しておりまして、大きく芝生がめくれている現状となっております。

以上、説明させていただきますので、今回の作業を経まして秋冬と芝を養生しまして、春以降から利用できるように準備していきたいと考えておりますので、ご協議、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7 番、佐藤久哉君。

○7 番（佐藤久哉君） 2 点ほどお聞きしたいと思います。

これ殺虫剤散布することによって、根絶できるのかどうかということと、あと、B グラウンド、C グラウンドについて当然同じ環境にあるわけですけれども、ここの所もきちんと調査して、大丈夫なのか確認しているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（谷口正樹君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

殺虫剤散布によって駆除はできると考えております。2 年前にも運動広場のほうでカラス被害があったと思うんですけども、そちらにつきましても原因はやはりコガネムシの幼虫が芝生の中の土壌にいたことが原因になっておりますので、その後、運動広場のほうも殺虫剤を散布したところ、それ以降は何もなかったという形で駆除できたと考えております。

あと B グラウンド、C グラウンドに関しましても調査させていただきました。夏枯れの部分が多少 C グラウンドのほうには見られているところですが、今回の殺虫剤散布を経て、その後、夏枯れしているとはいえ根が残っていれば、また緑が吹き返すのが芝でございますので、様子を見て今後の対応は検討していきたいと思っております。

補足ですけれども、パークゴルフ場のほうも調査させていただきまして、今回のコガネムシのほうの被害はなかったと聞いております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） なしと認めます。

議案第 53 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、認定第 1 号 令和 4 年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第 19、認定第 6 号 令和 4 年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの 6 件は、会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 14、認定第 1 号から日程第 19、認定第 6 号までの 6 件を一括議題とします。

お諮りします。

これら 6 件については、会議規則第 39 条第 2 項の規定により内容の説明は省略した

と思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの6件の内容の説明は省略することに決定しました。

監査委員の意見書は別紙配付のとおりでありますので、ご承知おきください。

お諮りします。

決算審査をどのような方法で行うか意見を求めます。

4番、村田政義君。

○4番(村田政義君) ただいま上程となりました、決算認定のための審査については、昨年同様に議長及び議会選出の監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期定例会までの会期中の継続審査とすることを希望し動議といたします。

(「賛成」の声あり)

○議長(鹿中順一君) ただいま村田政義君から、一般会計ほか5特別会計の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって、ただいまの村田政義君の動議を議題といたします。

本動議のとおり決定することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの6件の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議は可決されました。

決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、議

長及び議会選出の監査委員を除く議員全員を指名いたしたいと思います。

また、地方自治法第 98 条に基づく検閲検査ができるものとします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

ただいま指名した諸君を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 1 時 42 分

再開 午後 1 時 49 分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、事務局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長(千葉 誠君) 諸般の報告を申し上げます。

休憩中に第 1 回決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。

委員長には村田政義議員、副委員長には佐藤久哉議員が選出されましたので、ご報告申し上げます。

以上であります。

○議長(鹿中順一君) 以上で諸般の報告を終わります。

◎意見書案第 5 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 20、意見書案第 5 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

2 番、渡邊直樹君。

○2 番(渡邊直樹君) [登壇] 議長の発言のお許しをいただきましたので、意見

書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について、全文を読み上げ提案いたします。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害などによる交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取り組みが喫緊課題になるとともに道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災・国土強靱化のための5カ年加速化対策」をより一層推進するため、記以下、6項目について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいものであります。

提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、ほか各大臣であります。

皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

◎意見書案第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、意見書案第6号 現行の健康保険証の存続を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 意見書案第6号 現行の健康保険証の存続を求める意見書について提案いたします。

全部を読み上げます。

政府は国民の利便性向上等の観点から、来年秋に現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードと健康保険証を一体化するとしている。しかし、この間、マイナンバーカードと健康保険証の情報が誤って紐づけされた事例が確認されている。政府のマイナンバー情報総点検本部が8月8日に公表した中間報告では、マイナンバーカードと一体化した保険証に誤って他人の個人情報が登録されていたケースが新たに1,069件判明し、それまでに公表されていた件数と合計で8,441件。医療費や薬など診療情報が他人に閲覧されたケースが新たに5件で、15件となった。マイナンバーカードと一体化した保険証に他人の医療情報が紐づけされていることは、命に関わる重大問題であり、決してあってはならないことである。そのほかにも、マイナンバー保険証のトラブルで本人認証がされずに窓口での10割負担が求められた事例なども報告されている。

医師や歯科医師で構成されている全国保険医団体連合会は中間報告に対して、「他人情報紐づけ1,069件は氷山の一角、全件チェック・全容解明まで運用停止を求めます」との声明を発表し、「これ以上の情報流出、プライバシー侵害を防ぐために直ちにマイナ保険証を利用するシステムの運用を停止すべきです」とも指摘している。

政府はマイナ保険証を取得していない方に発行する「資格確認証」について、「1年」

としていた有効期間の上限を「5年以内」に延長することや、申請を待たずに保険者が交付することなどの対応策を示している。そうであれば、現行の保険証を存続することで混乱を少なくすることができる。

よって、拙速なマイナンバーカードと健康保険証の一体化の共用に反対し、現行の健康保険証を廃止しないことを求める。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣でございます。

以上、賛同をよろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第22、意見書案第7号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） 〔登壇〕 意見書案第7号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書について、全文を読み上げて提案にかえさせていただきます。

人類史上初めて核兵器を違法とする国際法である核兵器禁止条約が発効して2年以上が経過した。被爆者の長年の訴えが世界の国々を突き動かして実現した禁止条約は、令和5年1月時点で92の国と地域が署名、68カ国が批准しており、「核なき世界」を

求める声が広がっている。

条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押した。開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっている。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。核兵器禁止条約は核兵器廃絶につながる画期的なものである。

令和4年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略にあわせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。我が国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇を行った。核兵器はいかに人類の生存を危うくするのかが明白になり、核兵器の使用を防ぐことが強く求められるようになってきている。今こそ、日本政府が核兵器の使用を許さず、全面的に禁止する先頭に立つために、核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣でございます。

以上、賛同をよろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第23、意見書案第8号 学校給食の無償化を求める意見

書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君）　〔登壇〕　意見書案第8号　学校給食の無償化を求める意見書について、全文を読み上げまして提案にかえさせていただきます。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしている。全国では、令和3年5月1日現在で、小学校では99.7%、中学校では98.2%の公立学校において学校給食を実施されていることも、学校給食の重要性を示すものである。

こうした中、政府が公表した「こども・子育て政策の強化について（試案）」において、学校給食の給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減対策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行うことが示された。

そもそも憲法が定めている「義務教育の無償」とは授業料だけでなく、昭和26年の政府の国会答弁においても学校給食費なども含めて広げていく趣旨が示されている。家庭の経済状況に関わらず、子どもの学び成長する権利を保障することは、社会全体の責任である。とりわけ、昨今の物価高騰によって家計が圧迫される中、学校給食の無償化は急がれるべきである。

北海道では、令和4年5月1日現在で、学校給食費の無償化を実施している市町村が40市町村あるものの、財政状況の厳しさから無償化の実施や継続が困難な自治体も少なくないを考える。

よって、国においては、学校給食の無償化を早期に実現するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官、以上でございます。

以上、学校給食の無償化を求める意見書に賛同をよろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君）　本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 8 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 9 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 24、報告第 9 号 令和 4 年度財政健全化判断比率の報告についてを議題とします。

町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、報告書の提出がありましたので本定例会に報告するものであります。

本件については、ご了承願います。

◎報告第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 25、報告第 10 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告についてを議題とします。

津別町教育委員会教育長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定による報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件については、ご了承願います。

◎報告第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 26、報告第 11 号 北海道つべつまちづくり株式会社の経営状況についてを議題とします。

町長から、令和 4 年事業年度事業報告及び決算、令和 5 年事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第 243 号の 3 第 2 項の規定により、関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 27、報告第 12 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、令和 4 年度 5 月分、令和 5 年度 5 月分、6 月分、7 月分の例出納検査について報告書が提出されましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 10 分

再開 午後 2 時 11 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これで令和 5 年第 6 回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2 時 11 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員